

最高裁平成五年（行ツ）第五二号、六・六・一三判決
判 決

上告人 東北測量株式会社

右被上告人 青森県地方労働委員会

右補助参加人 全日自労建設一般労働組合青森県本部

右補助参加人 全日自労建設一般労働組合青森県本部東北測量分会

右当事者間の仙台高等裁判所平成二年（行コ）第二号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成四年一二月二八日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

（主文）

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

（理由）

上告代理人 Y1、同 Y2 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に立って、又は原判決を正解しないでこれを論難するか、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷